

〔N o . 9〕 次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。

1. 一戸建て住宅の窓のない床面積30m²のシアタールームについて、これを区画する主要構造部を耐火構造とする代わりに、自動火災報知設備を設置した。

→法35条の3（無窓の居室等の主要構造部） 令111条（窓その他の開口部を有しない居室等） 告示249（居室の基準） 一号イ、二号へ

2. 屋内から屋外避難階段に通ずる出入口に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間当該加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備を設置した。

→令123条（避難階段及び特別避難階段の構造） 2項二号 法2条九の二号ロ 令109条の2（遮炎性能に関する技術的基準）

3. 耐火建築物である地上2階建ての映画館において、客席（天井の高さが7m）の床面積の合計を500 m²としたので、客席の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。

→令128条の4（制限を受けない特殊建築物） 別表第1（い）欄（1）項 令128条の5（特殊建築物の内装） 1項一号

4. 延べ面積200m²、平家建ての自動車車庫において、当該用途に供する部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。

→令128条の4（制限を受けない特殊建築物） 二号 令128条の5（特殊建築物の内装） 2項 令128条の5二号